

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、鳥・豚・人などのインフルエンザウイルスが種を超えて感染し合うことにより遺伝子交雑等が繰り返され、ウイルスが変異する中で、新たな人インフルエンザウイルスが発生するもので、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないことから、ひとたび発生すると、過去の例からも世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型インフルエンザ以外の新感染症においても、その感染力の強さが新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性があり、これらが発生した場合には、新型インフルエンザと併せて国全体が危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 国における取組の経緯

国では、新型インフルエンザ対策について、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成20年には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」により強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、死亡者数は平成22年9月末現在で203人、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同

様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 国及び東京都における行動計画の策定

特措法に基づき、国では平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を、東京都では平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）を策定した。

4 新たな調布市行動計画の作成

特措法の施行以前、調布市（以下、「市」という。）では、H5N1型鳥インフルエンザが新型インフルエンザに変異することを念頭に置き、平成22年3月に「調布市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成24年3月には「調布市事業継続計画〈新型インフルエンザ編〉」を策定するなどして新型インフルエンザの発生に備えてきた。

平成25年4月に施行された特措法では、新型インフルエンザ対策の強化が図られるとともに、その他の新感染症も対象に含まれるなど、新型インフルエンザ対策の大きな転換期となった。

これにより、住民へのワクチン接種が市町村の役割として法定化されたほか、それまで任意とされてきた市町村行動計画についても策定が義務付けられた。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

本計画は、特措法第8条第1項で規定する「市町村行動計画」にあたるもので、本行動計画の策定をもって従前の「調布市新型インフルエンザ対策行動計画」（平成22年3月策定）は廃止する。

また、新型インフルエンザ等対策は、持続可能な市政経営を目指すことを目的とした「行革プラン2013」の取組の一つとして位置づけられている。